補足

神戸市介護保険課

主治医意見書を取り扱う際の留意事項について

①「２．ケアプラン作成の必要上、関係者と」の関係者とは→本人・家族以外のサービス提供事業者、医療関係者等を言います。

＊なお本人・家族への対応は「３．被保険者本人及びその家族への対応について」をご覧下さい。

②サービス担当者会議等で本人、家族が参加している場での主治医意見書の取扱について
本人、家族が自ら資料提供申請により主治医意見書を取り寄せている場合には、口頭で述べること、提示すること、必要に応じて複写ができます。複写の場合終了後回収し、破棄すること。

＊また、本人・家族が主治医意見書を取り寄せていない場合は、口頭で述べること、提示すること、複写することすべてが禁じられていますので、ご注意下さい。